利 用 上 の 注 意

商業統計調査は，統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり，商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施している。商業統計調査は周期調査であり，平成９年以降の調査から５年ごとに実施し，その中間年（調査の２年後）に簡易な調査を実施している。

また，経済センサスの創設に伴い，商業統計調査は経済センサス‐活動調査実施年の２年後に実施することとなり，今回は総務省所管の経済センサス‐基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

この統計表は，平成26年７月１日現在で実施した商業統計調査結果のうち，小売業を営む事業所について「表１　立地環境特性の区分及び定義」により特性付けを行い再集計したもの及び大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗内の小売事業所について再集計したものである。

**１　立地環境特性の区分及び大規模小売店舗内外の格付け方法**

個々の事業所の立地環境特性の区分及び大規模小売店舗内外の格付けは，以下の定義により格付けしている。

（１） 立地環境特性区分及び定義は，原則として都市計画法に基づいて設定している（「表１ 立地環境特性の区分及び定義」参照）。

（２） この統計表における大規模小売店舗とは，大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が1,000㎡を超える店舗で届け出のあったものを指す。個々の商業事業所（小売）毎に，この大規模小売店舗内に出店しているか否かの判別に基づき大規模小売店舗内外を決定する。

なお，立地環境特性付けにあたっては，平成11年までは調査区（調査を実施する際に事前に定める狭い地域範囲）単位の特性付けを行っていたが，平成14年調査以降は事業所単位の特性付けに変更している。また，今回の平成26年調査では，これまでの実地確認等人的作業に依存していた事業所単位の特性付け等において，ＧＩＳ（地理情報システム）を活用する過程を導入するなど，特性区分格付けや商業集積地区の範囲設定，格付けなどの基準の明確化に努めている。

表1 立地環境特性の区分及び定義

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特性番号及び区分 | | 定義 |
|  | 商業集積地区細分 |
| **10　商　業　集　積　地　区** | | 主に都市計画法８条に定める「用途地域」のうち，商業地域及び近隣商業地域であって，商店街を形成している地区をいう。  　概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。一つの商店街とは，小売店，飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるものをいう。また，「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル（駅ビル，寄合百貨店等）は，原則として一つの商業集積地区とする。 |
|  | **11　駅周辺型商業集積地区** | ＪＲや私鉄などの駅周辺に立地する商業集積地区をいう。ただし，原則として地下鉄や路面電車の駅周に立地する地域は除く。 |
| **12　市街地型商業集積地区** | 都市の中心部（駅周辺を除く）にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積地区をいう。 |
| **13　住宅地背景型商業集積地区** | 住宅地又は住宅団地を背景地として，主にそれらに居住する人々が消費者である商業集積地区をいう。 |
| **14　ロードサイド型商業集積地区** | 国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいう（都市の中心部にあるものを除く）。 |
| **15　その他商業集積地区** | 上記「11　駅周辺型商業集積地区」～「14　ロードサイド型商業集積地区」までの区分に特性付けされない商業集積地区をいい，観光地や神社・仏閣周辺などにある商店街なども含まれる。 |
| **20　オフィス街地区** | | 主に都市計画法８条に定める「用途地域」のうち，商業地域及び近隣商業地域であって，「10　商業集積地区」の対象にならない地区をいう。 |
| **30　住　宅　地　区** | | 主に都市計画法８条に定める「用途地域」のうち，第一種・第二種低層住居専用地域，第一種・第二種中高層住宅専用地域，第一種・第二種住居地域及び準住居地域をいう。 |
| **40　工　業　地　区** | | 主に都市計画法８条に定める「用途地域」のうち，工業専用地域，準工業専用地域及び工業地域をいう。 |
| **50　そ　の　他　地　区** | | 都市計画法第７条に定める市街地調整区域及び上記「10　商業集積地区」～「40　工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう。 |

（注１）個々の事業所における用途地域の格付けにあたっては，その過程において国土交通省国土政策局「国土数値情報（用途地域）」を利用している。ＵＲＬ：<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt>－A29.html

（注２）上記数値情報については，平成26年商業統計調査の実施日である平成26年７月１日現在の都市計画法上の用途地域との時間的な差異，及び空間的誤差が生じる場合がある。

**２　主な用語の説明**

1. **事業所（商業事業所（小売））**

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって，主として次の業務を行う事業所をいう。

ア　個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業　　所

イ　産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

ウ　商品を販売し，かつ，同種商品の修理を行う事業所

修理料収入の方が多くても，同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。

ただし，修理のみを専業としている事業所は，修理業｛大分類Ｒ－サービス業（他に分類されないもの）｝とし，修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

エ　製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

　 例えば，菓子店，パン屋，豆腐屋，調剤薬局など。

なお，商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は，製造業（大分類Ｅ）に分類される。

オ　ガソリンスタンド

カ　主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても，商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で，主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ　別経営の事業所

　　　 官公庁，会社，工場，団体，遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

1. **単独事業所**

他の場所に同一経営の本店，支店，支社，営業所などを持たない事業所（１企業１事業所）をいう。

1. **従業者及び就業者**

平成26年７月１日現在で，当該事業所の業務に従事している従業者，就業者をいう。

従業者とは「個人業主」，「無給家族従業者」，「有給役員」，「常用雇用者」の計をいい，就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいう。

ア　「個人業主」とは，個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

イ　「無給家族従業者」とは，個人業主の家族で賃金・給与を受けず，ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

ウ　「有給役員」とは，法人，団体の役員（常勤，非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

エ　「常用雇用者」とは，「正社員・正職員」，「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で，次のいずれかに該当する者をいう。

(ｱ)　期間を決めずに雇用されている者

(ｲ)　１か月を超える期間を定めて雇用されている者

(ｳ)　平成26年の５月，６月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

オ　「臨時雇用者」とは，常用雇用者以外の雇用者で１か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

カ　「他からの出向・派遣従業者」とは，別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。

キ　「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは，従業者及び臨時雇用者のうち，別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。

ク　「パート・アルバイトなどの８時間換算雇用者数」とは，パート・アルバイトなどの従業者について平均的な１日当たりの労働時間である８時間に換算したもの。

1. **年間商品販売額**

平成25年１月１日から平成25年12月31日までの１年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。

したがって，土地・建物などの不動産及び株券，商品券，プリペイドカード，宝くじ，切手などの有価証券の販売額は含めない。

1. **商品販売形態**

ア　店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお，ご用聞き及び移動販売も含む。

イ　訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

ウ　通信・カタログ販売

カタログ，テレビ，ラジオ等の媒体を用いてＰＲを行い，消費者から郵便，電話，ＦＡＸ，銀行振込などの通信手段による購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいう。

エ　インターネット販売

　 インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいう。

オ　自動販売機による販売

　 商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

カ　その他

生活協同組合の「共同購入方式」，新聞，牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

1. **売場面積**

平成26年７月１日現在で，事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶，屋外展示場，配送所，階段，連絡通路，エレベーター，エスカレーター，休憩室，洗面所，事務室，倉庫等，また，他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし，牛乳小売業（宅配専門），自動車（新車・中古）小売業，建具小売業，畳小売業，ガソリンスンド，新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

1. **来客用駐車場**

平成26年７月１日現在で，来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。 なお，ガソリンスタンドについては調査をしていない。

ア　専用駐車場

自己所有又は契約等により，その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

イ　共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており，その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。

ウ　収容台数

専用駐車場で，満車の状態で収容できる台数をいい，一日の延べ収容台数ではない。

1. **立地環境特性**

商店街の形成の有無及び都市計画法に基づき，表１の特性により区分・定義した。なお，一つの商店街とは，小売店，飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上集積しているものをいう。

1. **商業集積地区**

商店街を形成している地域の立地環境特性をいう。概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。なお，「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル（駅ビル，寄合百貨店等)は，原則として一つの商業集積地区とする。

商業集積地区と定義された区域は，設定基準に基づき集積細分11～15に細分する（「表１ 立地環境特性の区分及び定義」参照）。

1. **大規模小売店舗**

大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が1,000㎡を超える店舗で届け出のあったものを指す。

また，大規模小売店舗内に立地する商業事業所（小売）を大規模小売店舗内事業所という。

**３　集計と編集**

平成26年商業統計調査結果の編集は次のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 主　な　内　容 |
| 平成26年商業統計調査結果報告  （平成28年３月公表） | 産業分類別の従業者規模等の階級別統計表  市区町別の産業分類別統計表  商品分類別の市区別統計表 |
| 平成26年広島県の業態別小売業  （平成29年２月公表） | 小売事業所の市区町別・業態別統計表 |
| **平成26年広島県の商店街**  **（本調査報告書）** | **小売事業所の市区町別・立地環境特性別統計表** |

**４　記号及び注記**

（１）この報告書の数値は，本県で独自に集計したものである。

（２）集計に用いた市町区域は，調査日現在（平成 26年７月１日）による。

（３）統計表中のＸは，その数字に該当する事業所数が１又は２の場合，その秘密を保護するために，数字を秘匿したことを示す。

なお，秘匿数字が推計できる場合には，事業所数が３以上でもＸで秘匿した。

（４）構成比及び年間商品販売額については，単位未満を四捨五入したため，総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

（５）記号の用法は，次のとおりとした。

「－」：実績数値のないもの 「０」，「０．０」：四捨五入による単位未満のもの

「Ｘ」：数字を秘匿したもの 「▲」：マイナス

（６）この報告書の内容についての問い合わせ先

広島県総務局統計課商工統計グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10－52

ＴＥＬ (082)513－2542（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）